

運委参第45号

平成24年4月27日

パンパシフィック・カッパー株式会社

佐賀製錬所長 殿

運輸安全委員会

委員長 後藤 昇弘

貨物船 SINGAPORE GRACE 作業員死亡事故に係る勧告について

本事故（一次、二次及び三次事故）は、SINGAPORE GRACEが、日鉱製錬株式会社佐賀製錬所の専用岸壁において、3番貨物倉に積載されていた硫化銅精鉱の揚荷役を行う際、揚荷役に従事する作業員が、酸素欠乏状態になっている3番貨物倉に入ったため、酸素欠乏症を発症したことにより発生し、その後、同人を救助しようとして同貨物倉に入った作業員も酸素欠乏症を発症したことにより発生したものと考えられる。

日鉱製錬株式会社が、定められた方法で貨物倉の酸素濃度計測を行うよう指導していなかったことは、本事故の発生に関与した可能性があると考えられる。

このことから、当委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、貨物倉内での酸素欠乏症の発生を防止するため、日鉱製錬株式会社の事業を引き継いだ貴所に対し、運輸安全委員会設置法第27条第1項の規定に基づき、下記の措置をとることを勧告する。

なお、この勧告に基づき講じた措置について、同法同条第2項の規定に基づき、文書をもって報告されたい。

記

- (1) 荷役に携わる可能性がある全ての従業員に対し、硫化銅精鉱の性状及び危険性を教育すること。
- (2) 荷役に携わる可能性がある全ての従業員に対し、必要に応じて安全、かつ、確実に酸素濃度を計測できるよう、酸素濃度計の取扱いを教育すること。
- (3) 浮遊選鉱剤のMSDSを荷送人に請求すること。

- (4) 硫化銅精鉱に付着した浮遊選鉱剤によっては、有害なガスを発生し、また、空気より重いそれらのガスが貨物倉に滞留し、空気との置換を妨げる危険性があることを荷役に携わる可能性がある全ての従業員に周知すること。
- (5) 荷役に携わる可能性がある全ての従業員に対し、酸素欠乏及び酸素濃度欠乏症の危険性を周知し、また、硫化銅精鉱が積載されている貨物倉内で人身事故が発生した場合の対処法を適切に指導及び訓練して習熟させること。